

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	多可町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.takacho.jp/life_stage/somu/benri_kakuka_soumu.html

執行機関名 多可町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	多可町福祉医療費助成条例(平成24年多可町条例第14号)による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		多可町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第6の項 多可町福祉医療費助成条例(平成24年多可町条例第14号)による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条	多可町福祉医療費助成条例(平成24年多可町条例第14号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて <u>母子家庭等及び寡婦の福祉を図る</u> ことを目的とする。	第1条 この条例は、老人、障害者(障害児を含む。以下同じ。)、高齢障害者、乳幼児等、こども、 <u>母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児</u> に係る医療費の一部を助成し、もつて <u>これらの者の福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		多可町福祉医療費助成条例(平成24年多可町条例第14号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	多可町福祉医療費助成条例第3条第1項第5号
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の一部助成に係る資格についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	多可町福祉医療費助成条例第3条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者、当該者が養育及び監護する児童若しくは当該者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	多可町福祉医療費助成条例第4条第1項第6号
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の一部助成に係る支給についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	多可町福祉医療費助成条例第4条第1項第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該額の算定に係る者、当該者が養育及び監護する児童若しくは当該者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--